

## 庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例案（たたき台）の構成

### 目指すべき町の姿

**前文** （町の特長、目指すまちの姿、条例を制定する決意など）

#### 第1章 総則

- 第1条 目的 （誰もが幸せを感じられる町の実現）  
第2条 条例の位置付け（条例の尊重）  
第3条 基本原則（参画と協働、情報共有、人権の尊重、みんなが主役、町民主体）  
第4条 定義 （まちづくり、町民、地域コミュニティ、参画と協働）

実現に向けたそれぞれの役割と取り組み内容

### まちづくりの主体と役割

#### 第2章 町民の役割等

- 第5条 町民の基本姿勢と役割  
第6条 事業者の役割  
第7条 地域コミュニティ

#### 第3章 町、町長及び町職員の役割

- 第8条 町の役割  
第9条 町長の役割  
第10条 町職員の役割

#### 第4章 町議会及び町議員の役割

- 第11条 町議会の役割  
第12条 町議員の役割

### まちづくりの仕組み

#### 第5章 情報共有

- 第12条 情報共有の基本  
第13条 情報共有の進め方  
第14条 説明責任  
第15条 個人情報の保護

#### 第6章 人材育成と活用

- 第17条 まちづくりの担い手の育成  
第18条 子どもの育成  
第19条 多様な人材の活用  
第20条 地域資源の活用

#### 第7章 参画と協働

- 第21条 参画と協働の基本  
第22条 町民のまちづくりの推進  
第23条 提案、意見等  
第24条 審議会等  
第25条 意見聴取

#### 第8章 町民投票

- 第26条 町民投票制度

活かしたものにするための仕組み

### まちづくりの補完体制

#### 第9章 連携と交流

- 第27条 町出身者や町外の人々等との連携と交流  
第28条 他の自治体等との連携

### 実効性の確保

#### 第10章 条例のと見直し

- 第29条 条例の見直し

#### 第11章 委任

- 第30条 委任

## 庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例

## 前文

## 第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 条例の位置付け
- 第3条 基本原則
- 第4条 定義

## 第2章 町民の役割等

- 第5条 町民の基本姿勢と役割
- 第6条 事業者の役割
- 第7条 地域コミュニティ

## 第3章 町、町長及び町職員の役割

- 第8条 町の役割
- 第9条 町長の役割
- 第10条 町職員の役割

## 第4章 町議会及び町議員の役割

- 第11条 町議会の役割
- 第12条 町議員の役割

## 第5章 情報共有

- 第13条 情報共有の基本
- 第14条 情報共有の進め方
- 第15条 説明責任
- 第16条 個人情報保護

## 第6章 人材育成と活用

- 第17条 まちづくりの担い手の育成
- 第18条 子どもの育成
- 第19条 多様な人材の活用
- 第20条 地域資源の活用

## 第7章 参画と協働

- 第21条 参画と協働の基本
- 第22条 町民のまちづくりの推進
- 第23条 提案、意見等
- 第24条 審議会等
- 第25条 意見聴取

## 第8章 町民投票

- 第26条 町民投票制度

## 第9章 連携と交流

- 第27条 町出身者や町外の人々等との連携と交流
- 第28条 他の自治体等との連携

## 第10章 条例の見直し

- 第29条 条例の見直し

## 第11章 委任

- 第30条 委任

## 庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例

条文案たたき台	解説文
<p>庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例</p> <p>私たちの庄内町は、霊峰月山の頂と清流立谷沢川をはじめとする美しい自然と、先人の努力の賜である豊かな田園に恵まれ、それぞれの地域に根付く魅力ある文化を育んできたすてきな町です。</p> <p>私たちは、この素晴らしい庄内町を未来の子どもたちにつないでいくため、これからもこの町に暮らし続け、自らが町の将来に責任を持って行動し、地域のつながりを深め、町民誰もが幸せを感じられる町にしていかなければなりません。</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりが、常にまちづくりを意識しながら、課題の解決に取り組むことが大切です。</p> <p>私たちは、みんなで行動し成長し続ける町をつくるために、町民と町、町議会等が互いに力を合わせて進めるまちづくりの一番の約束事として、この条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例（以下「ルール」という。）は、町民、町及び町議会などみんなが力を合わせて取り組むまちづくりの考え方と仕組みを定め、誰もが幸せを感じられる町の実現を目指すものです。</p> <p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 町民、町及び町議会は、このルールを最大限に尊重してまちづくりを進めます。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第3条 町民、町及び町議会は、次のことを大切にしましたまちづくりを進めます。</p> <p>(1) まちづくりに関する情報（以下「情報」という。）を共有し、お互いの信頼関係に基づくまちづくり</p> <p>(2) 一人ひとりの人権や個性を尊重し、子どもからお年寄りまで誰もが生き活きと躍動するまちづくり</p> <p>(3) 人と人との絆を深め、自らの地域は自らがつくる、みんなが主役となるまちづくり</p> <p>(定義)</p> <p>第4条 このルールにおける用語の意味は、次のとおりとします。</p>	<p>※各条にゴシック文字で記載の文章は、条文をおいたねらい（趣旨）です。 ※ねらいのあとに記載されている・印は、条文を補足する用語です。</p> <p>前 文</p> <p>庄内町の自然や歴史、産業、文化などの特色を表現するとともに、庄内町が目指すまちの姿（目標像）を明らかにし、24000人の町民をはじめ、まちづくりに関わるすべての人にこの条例をつくる決意を伝えるために定めます。</p> <p>〈第1段落〉・庄内町の特長、らしさ 〈第2段落〉・目指すまちの姿 〈第3段落〉・目指すまちの姿を実現するために取り組むこと 〈第4段落〉・基本条例を制定する決意を宣言</p> <p>第1条（目的）</p> <p>この条例を制定する目的を明らかにし、各条文に共通した指針を示すために定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちづくりの主役は町民一人ひとり」</li> <li>・「参画と協働によるまちづくり」を進める</li> <li>・誰もが幸せを感じられる町の実現を目的</li> <li>・自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動する</li> <li>・協力し合い、力を合わせて一緒に進める</li> </ul> <p>第2条（条例の位置付け）</p> <p>この条例が庄内町のまちづくりの規範となるものであることから、この条例に定められた内容を尊重し、まちづくりを進めることを明らかにするため定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに関わる全ての主体者が、条例の趣旨を理解し、考え実践する</li> </ul> <p>第3条（基本原則）</p> <p>この条例の目的を達成し、目指すまちの姿の実現を目指してまちづくりを進めていく上で、まちづくりに関わるすべての主体者が守るべきことを明らかにするため定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「参画と協働」「情報の共有」「人権の尊重」「みんなが主役」「町民主体」が重要</li> </ul> <p>第4条（定義）</p> <p>共通の理解に立ち、この条例に基づいたまちづくりを進めていくにあたり、重要な用語を定義します。</p>

- (1) まちづくり みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人も訪れ、住みたくなる、魅力あふれる町をつくり続ける活動をいいます。
- (2) 町民 次のいずれかにあてはまるものをいいます。
  - イ 町内に住所がある人
  - ロ 町内に働いている人又は学んでいる人
  - ハ 町内に住所がある事業を行うもの（以下「事業者」という。）
  - ニ まちづくりを行っているもの又は行う意思のあるもの
- (3) 地域コミュニティ 町民がつながりを持って生活する、集落、学区又は地区等基礎的な近隣社会をいいます。
- (4) 参画と協働 町民、町及び町議会が、まちづくりを進めるため、お互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え力をあわせることをいいます。

## 第2章 町民の役割等

### （町民の基本姿勢と役割）

第5条 町民は、まちづくりの担い手として、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに関わります。

2 町民は、世代間の垣根なく、つながりを大切にして、未来に誇りを持ち続けられる町を築くよう努めます。

### （事業者の役割）

第6条 事業者は、町民の一員として、参画と協働のまちづくりに積極的に関わるよう努めます。

### （地域コミュニティ）

第7条 町民は、安心して心豊かに暮らすことができる地域コミュニティを築き、守り育てるよう努めます。

2 地域コミュニティは、地域住民の交流機会をつくり、自ら課題の解決に努めます。

3 町は、地域コミュニティの個性と自立性を尊重しつつ、活動の促進や課題解決に必要な支援を行います。

## 第3章 町、町長及び町職員の役割

### （町の役割）

第8条 町は、関係法令や条例（以下「法令等」という。）、町議会の議決等に基づき、町の仕事を適正に管理、執行するとともに、総合的かつ計画的に町を経営しなければなりません。

2 町は、町民の活躍や自然環境、文化等の地域資源を有効活用できる環境を整備し、参画と協働を進めなければなりません。

・「まちづくり」「町民」「地域コミュニティ」「参画と協働」

(1) 「まちづくり」

・事業活動を含むすべての活動

(2) 「町民」

・町内に住所を持つ住民だけでなく幅ひろく「町民」と定義

(3) 「地域コミュニティ」

・集落単位の自治会、学区・地区単位の地域づくり会議

(4) 「参画と協働」

・まちを支えるパートナー

・それぞれの持つ特長を活かし合う

・主体性と責任を持つ

### 第5条（町民の基本姿勢と役割）

まちづくりの主体である町民の基本姿勢と役割を明かし、その実践を通して町民主体のまちづくりを進めるために定めます。

〈第1項〉

・町民はまちづくりの主役

・お互いの立場や意見、行動を尊重

〈第2項〉

・子どもからお年寄りまで交流を深め、支え合い、協力

・安心して生きがいを持って暮らし続けられるまちを未来に引き継ぐ

### 第6条（事業者の役割）

まちづくりの主体である事業者の役割を明かし、事業者の心持を定め、その実践によりまちづくりを進めるために規定します。

・事業所で働く人のまちづくりへ理解と参加の後押し

### 第7条（地域コミュニティ）

町民（地域住民）が形成する地域コミュニティについて、町民、地域コミュニティ、町それぞれの役割を明らかにし、その実践によりまちづくりを進めるために規定します。

〈第1項〉

・町民一人ひとりが自らの生活基盤である地域コミュニティの担い手

〈第2項〉

・住民相互の連帯感の醸成による地域の絆の強化と組織の活性化

・地域住民の力により地域の課題解決

〈第3項〉

・財政的支援の他、町職員との連携の促進

### 第8条（町の役割）

まちづくりにおいて果たすべき町の役割を明らかにするため定めます。この条例の目的を達成するため、町の役割を示すことは、実効性を高めるうえで重要です。

〈第1項〉

・きまりを守り、公平、公正、透明で確実に仕事

〈第2項〉

<p>3 町は、専門的な知識と技術（以下「知識等」という。）を有し、課題への的確な対応能力を備えた町職員を育成するため、必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>（町長の役割）</p> <p>第9条 町長は、町の将来展望を描き誠実に町の経営にあたり、参画と協働のまちづくりを進めなければなりません。</p> <p>2 町長は、多様化した課題に対応したまちづくりを行うため、町職員を適切に指導、監督しなければなりません。</p> <p>（町職員の役割）</p> <p>第10条 町職員は、町民の視点に立って、誠実で確実な仕事をしなければなりません。</p> <p>2 町職員は、常に向上意識を持ち、知識等の能力開発を積極的に行い、法令等を守り知識等を活かし、創意工夫に努めなければなりません。</p> <p>3 町職員は、自らも地域コミュニティの一員として、一緒に活動するよう努めなければなりません。</p> <p>第4章 町議会及び町議員の役割</p> <p>（町議会の役割）</p> <p>第11条 町議会は、法令等を守り、このルールや庄内町議会基本条例に基づき、町民参加を促し、町民に開かれた議会運営に努めなければなりません。</p> <p>2 町議会は、町民の意見が反映された町の経営が行われているか、調査及び監視を常に行なわなければなりません。</p> <p>（町議員の役割）</p> <p>第12条 町議員は、常に向上意識を持ち、町全体の利益を考える公人として、町民の考えを把握し、町の仕事に反映させるよう活動しなければなりません。</p> <p>第5章 情報共有</p> <p>（情報共有の基本）</p> <p>第13条 町民、町及び町議会は、参画と協働によるまちづくりをお互いの信頼関係のもと、それぞれが持つ情報を共有し合わなければなりません。</p> <p>（情報共有の進め方）</p> <p>第14条 町及び町議会は、適切な時期と方法により、的確に分かりやすく情報を発信及び公開するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の宝物、地域資源の有効活用と発見作業による町の魅力の向上</li> </ul> <p>〈第3項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修制度の充実などの手立て</li> </ul> <p>第9条（町長の役割）</p> <p>まちづくりにおいて果たすべき町長の役割を明らかにするため定めます。この条例の目的を達成するため、町長の役割を示すことは、実効性を高めるうえで重要です。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の将来をしっかりと設計</li> </ul> <p>〈第2項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の組織機構の整備と活性化を含め、職員をリード</li> </ul> <p>第10条（町職員の役割）</p> <p>まちづくりにおいて果たすべき町職員の役割を明らかにするため定めます。この条例の目的を達成するため、町職員の役割を示すことは、実効性を高めるうえで重要です。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の奉仕者であることを自覚</li> </ul> <p>〈第2項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの能力開発と活用</li> </ul> <p>〈第3項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画と協働の重要性の理解</li> <li>・地域コミュニティに率先して関わる姿勢</li> </ul> <p>第11条（町議会の役割）</p> <p>議会運営の最高規範となる庄内町議会基本条例と地方自治法で議会の役割や権限等は定められています。参画と協働のまちづくりに不可欠な議会の役割を本条例に明文化し、議会機能の重要性を明らかにするため定めます。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民が議会活動に関心を持つ手立て（議会本会議をはじめ会議の公開、議会広報の発行、学区、地区単位での報告会の開催など）</li> </ul> <p>〈第2項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックする権限と誤りのある場合はただす責任</li> </ul> <p>第12条（町議員の役割）</p> <p>参画と協働のまちづくりにおける議員の役割を明らかにするため定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の負託にこたえる責務</li> </ul> <p>第13条（情報共有の基本）</p> <p>まちづくりに関する情報の共有は、参画と協働のまちづくりを進める上で不可欠なものであり、大前提となるものです。情報共有の基本の考えを明らかにするため定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画と協働のまちづくりを進める上で不可欠で大前提</li> <li>・情報の収集や提供による情報の共有化</li> </ul> <p>第14条（情報共有の進め方）</p> <p>情報共有の基本を具現化するための手立てを明らかにするため定めます。</p>
--	---

<p>2 町民は、町及び町議会に対し、自らも情報を求めるとともに、自らが有する情報についても積極的に提供しよう努めるものとします。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第15条 町及び町議会は、町民に対し、町の仕事の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、経過や内容等を説明しなければなりません。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第16条 町及び町議会は、情報の共有に当たっては、個人情報を保護しなければなりません。</p> <p>第6章 人材育成と活用 (まちづくりの担い手の育成)</p> <p>第17条 町民、町及び町議会は、まちづくりの担い手を育成するため、自主的に学び活動できる機会の提供や環境の整備に努めます。</p> <p>(子どもの育成)</p> <p>第18条 町民、町及び町議会は、保護者、地域コミュニティ、関係機関等と連携し、まちづくりの未来の担い手として地域に対する愛着心を持った子どもに育てる取り組みを進めます。</p> <p>(多様な人材の活用)</p> <p>第19条 町民、町及び町議会は、町民の個性や特長を活かす仕組みをつくり、機会の提供や環境の整備に努めます。</p> <p>2 町民は、自らの知識、経験、技術等を積極的にまちづくりへ活用しよう努めます。</p> <p>(地域資源の活用)</p> <p>第20条 町民、町及び町議会は、自然環境や文化等の地域資源を守り、未来につながる取り組みを行うとともに、まちづくりへの活用を進めます。</p> <p>第7章 参画と協働 (参画と協働の基本)</p> <p>第21条 町民は、誰もが平等な立場でまちづくりに取り組む権利を持つとともに、お互いを尊重し合い、連携して行動します。</p> <p>2 町及び町議会は、町の仕事への参画と協働の機会の保障と町民の意見を反映させる体制の整備に努めます。</p> <p>3 町民、町及び町議会は、まちづくりの未来の担い手となる子どもに対し、それぞれの年齢にふさわしい、参画と協働の環境を整備するものとします。</p>	<p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民が必要な時に容易に情報を得ることができる仕組みづくり</li> <li>・それぞれの内容に応じた適切な情報提供</li> </ul> <p>〈第2項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民自ら積極的に情報を求める姿勢も大切</li> </ul> <p>第15条 (説明責任)</p> <p>町の仕事に関して、町民に対する町や議会の説明責任を明らかにするため定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各段階で必要性や経過、内容などを分かりやすく説明</li> </ul> <p>第16条 (個人情報の保護)</p> <p>情報の共有にあたって、町民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報を保護するために定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有が重要である一方で、個人情報の保護が必要</li> <li>・庄内町個人情報法保護条例</li> </ul> <p>第17条 (まちづくりの担い手の育成)</p> <p>まちづくりの基本は「人」です。様々な主体がまちづくりの担い手を育成するための機会をつくったり、環境を整備するために定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人づくりはまちづくり</li> <li>・町民、町、議会ともに認識を深め、様々な分野を担う人財を育成</li> </ul> <p>第18条 (子どもの育成)</p> <p>未来の庄内町をつくる担い手である子どもを、地域一体となり育てていく取り組みを進めるため定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土への愛着心を持った子どもを全体で育成</li> </ul> <p>第19条 (多様な人材の活用)</p> <p>「生きがい」づくりにもつながる、町民それぞれの個性や特長を活かすことができる様々な機会や環境整備を進めるため定めます。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な得意技(知識、経験、技術等)活かせる場づくり</li> </ul> <p>〈第2項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯現役の気概を持ち喜びと生きがいづくり</li> </ul> <p>第20条 (地域資源の活用)</p> <p>「人」と「地域資源」は、町の宝物です。地域資源をうまく活用したまちづくりを進めるため定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町への愛着心や魅力づくりにも活用</li> <li>・町の宝物の発掘の推進</li> </ul> <p>第21条 (参画の協働と基本)</p> <p>町民が主役となる自主性と自立性の高いまちづくりをつくり上げるため、その根本となる参画と協働の基本的な考え方を明らかにするため定めます。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平等な立場で自由に取り組む権利</li> <li>・お互いの立場や、意見、行動などを尊重し合う</li> </ul> <p>〈第2項〉</p>
--	--

<p>(町民のまちづくりの推進)</p> <p>第22条 町民は、交流と仲間づくりを進め、様々な分野で連携してまちづくりを進め、町の活力をつくるよう努めます。</p> <p>2 町は、町民主体の様々なまちづくりが促進されるよう、必要な支援を行います。</p> <p>(提案、意見等)</p> <p>第23条 町及び町議会は、町の仕事に対する町民から提案、意見等（以下「提案等」という。）について、町民が意見を表明しやすい環境をつくるよう努めます。</p> <p>2 町及び議会は、寄せられた提案等について、総合的に検討し誠実に回答します。</p> <p>(審議会等)</p> <p>第24条 町は、審議会、その他の附属機関及びこれに類する機関等の委員を選任するにあたり、性別、年代等に配慮するとともに、町民から公募するよう努めるものとします。</p> <p>2 町及び町議会は、審議会等の会議を、原則として公開するものとします。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第25条 町は、重要な施策等の実施にあたっては、意見の反映が可能な段階で内容等を公表して、町民の意見を聴取するよう努めます。</p> <p>2 町は、聴取した意見について、総合的に検討し誠実に回答するとともに、その内容を公表するよう努めます。</p> <p>第8章 町民投票</p> <p>(町民投票制度)</p> <p>第26条 町は、町民の暮らしに関わる極めて重要なことについて、直接町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができるものとし、その結果については尊重するものとします。</p> <p>2 町は、町民投票の実施に必要な事項を、それぞれの事案に応じ、町議会の議決を経て条例で定めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民にとってわかりやすく利用しやすい仕組みづくり</li> </ul> <p>〈第3項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの考えや意見を、把握し、まちづくりに反映させる工夫や配慮</li> <li>・子どもが主体的に考え、行動できる環境づくり</li> </ul> <p>第22条（町民のまちづくりの推進）</p> <p>町民が主役のもと、様々な分野で行われているまちづくり活動の重要性と必要性を明らかにし、さらに推進するために定めます。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者を含め、ボランティア活動団体やまちづくり団体、体育や文化団体、NPOなど様々な分野</li> <li>・得意分野の活動に積極的な関わり合い</li> <li>・課題の解決と町の元気力づくり</li> </ul> <p>〈第2項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政的支援の他、町職員との連携の促進</li> </ul> <p>第23条（提案、意見等）</p> <p>町の仕事に対する参画と協働と協働を進める具体的な手法の一つとして、「提案、意見等」を明文化し、進め方と対応を定めます。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「くるま座トーク」「まちづくり懇談会」「まちづくり提案箱」「みんなの声」「議会報告会」など実施</li> <li>・意見を出しやすい仕組みづくり</li> </ul> <p>〈第2項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の趣旨を踏まえた検討と回答</li> </ul> <p>第24条（審議会等）</p> <p>町の仕事に対する参画と協働と協働を進める具体的な手法の一つとして、「審議会等」を明文化し、進め方を定めます。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女比率や年齢構成、他の審議会等との重複などを考慮し、幅広い層から構成</li> </ul> <p>〈第2項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・だれでも傍聴ができるような仕組みづくり</li> </ul> <p>第25条（意見聴取）</p> <p>町の仕事に対する参画と協働と協働を進める具体的な手法の一つとして、「意見聴取」を明文化し、進め方と対応を定めます。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の意見聴取（パブリックコメント）制度を実施</li> <li>・町の意思決定過程の公正性の確保や透明性の向上</li> </ul> <p>〈第2項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の趣旨を踏まえた検討と回答、公表</li> </ul> <p>第26条（町民投票制度）</p> <p>極めて重要な案件に対し、直接的に町民の意思確認を行う仕組みである町民投票制度について定めています。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりには、町民と町、議会相互の信頼や協力関係が必要</li> <li>・町民投票制度によらず参画と協働により課題解決することが最適</li> <li>・町民の意思確認のための最終手段としての位置付け</li> </ul> <p>〈第2項〉</p>
---	--

<p>第9章 連携と交流 (町出身者や町外の人々等との連携と交流)</p> <p>第27条 町民、町及び町議会は、まちづくりがより効果的に進められるよう、町出身者や町に関心を持つ町外の人々との連携と交流を深めるよう努めます。</p> <p>(他の自治体等との連携)</p> <p>第28条 町民、町及び町議会は、他の自治体、国及び関係団体等との連携を進め、共通する課題の解決を図ります。</p> <p>第10章 条例の見直し (条例の見直し)</p> <p>第29条 町は、必要に応じ、この条例の目的が達成されているかどうか見直しを行うものとし、</p> <p>2 前項に規定する見直しは、参画と協働の下で行われなければなりません。</p> <p>第11章 委任 (委任)</p> <p>第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民投票は、それぞれの事案ごとに投票を行う適格性など、様々な観点から議会で議論</li> </ul> <p>第27条 (町出身者や町外の人々等との連携と交流)</p> <p>広い視野を持ちまちづくりを進め、町の魅力を町内外に広げていくために町出身者や庄内町ファンとの関係性を明らかにするため定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広い視野を持ったまちづくり</li> <li>・庄内町の魅力の発見と発信力の強化</li> </ul> <p>第28条 (他の自治体等との連携)</p> <p>まちづくりを進めていく上で、他自治体や国、県、関係団体などとの関係性を明らかにするため規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的視点に立ったまちづくりの必要性</li> <li>・それぞれが持つ適切な役割分担のもとで連携</li> </ul> <p>第29条 (条例の見直し)</p> <p>一般的に、社会情勢などの変化等により常に見直しは行われるものですが、それを明確にすることで、見直しなどを確実に行うため定めます。</p> <p>〈第1項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本条例は、つくることが目的ではない</li> <li>・不断の条例の点検作業と見直し</li> </ul> <p>〈第2項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの際の委員公募やパブリックコメントの実施</li> </ul> <p>第30条 (委任)</p> <p>この条例を具体的に運用するにあたり必要となる決まりごとは、町長に委任すること明らかにするため定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なことは、町長が規則などを別に定める</li> </ul>
--	--